

Q&A コンビニ交付のことが知りたい!

Q コンビニで印鑑登録証明書を取る際に、印鑑登録証は必要ですか？

A 必要ありません。利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードがあれば、本人の印鑑登録証明書を取ることができま

す。なお、役場の窓口で印鑑登録証明書を取る際はマイナンバーカードでは取れませんので、従来どおり印鑑登録証をお持ちください。

Q マイナンバーカードを受け取ったその日にコンビニ交付を利用できますか？

A サービスが利用できるのは翌日以降となります。また、引越しをした際も、役場で住民登録を変更し、マイナンバーカードの継続利用処理をした翌日以降となります。

Q 緑色の通知カードでコンビニ交付はできますか？

A 平成27年度に各世帯へ個人番号(マイナンバー)をお知らせする「通知カード」を送付していますが、このカードではコンビニ交付はできません。マイナンバーカードを申請してください。

問 住民課住民班 ☎(84)1214



マイナンバーカード



通知カード

整骨院・接骨院、はり・きゅう、マッサージの施術では被保険者証が使える場合があります

柔道整復師や鍼灸マッサージ師は医師ではないため、施術には国民健康保険被保険者証が使える場合と、使えない場合があります。健康保険の適用が認められない場合は全額自己となりしますので、施術前にしっかりと確認しましょう。

また、町では医療費適正化を目的として、施術を受けられた方に、施術日や施術内容をお尋ねする電話やアンケートをお送りすることがありますので、ご協力をお願いします。

問 住民課国保年金班 ☎(84)1214

	被保険者証が使える場合	被保険者証が使えない場合
柔道整復師による施術 (整骨院・接骨院)	<ul style="list-style-type: none"> 外傷性のねんざ・打撲(スポーツでのねんざ等) 医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術 応急処置で行う骨折、脱臼の施術(応急手当て後の施術には医師の同意が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 脳疾患後遺症等の慢性病 単なる疲労性や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労など 仕事や通勤途上での負傷(労災保険からの給付になります) 症状の改善がみられない長期の施術 同一の負傷について同時期に病院で治療を受けた場合
鍼灸・マッサージ師による施術	<ul style="list-style-type: none"> はり・きゅうで対象となる主な疾患(リウマチ、腰痛症、神経痛、五十肩、頸腕症候群、頸椎捻挫後遺症等) マッサージで対象となる主な疾患(関節拘縮、筋麻痺等) 	<ul style="list-style-type: none"> 医師の同意がない場合